



上海交通大学  
凯原法学院  
SHANGHAI JIAO TONG UNIVERSITY  
KOGUAN LAW SCHOOL

## Competition Policy Research Centre

### New Competition Policy in Digital Economy

# 中国におけるデジタル時代の排他的取引

Liyang Hou

December 7, 2018  
Osaka, Japan

# 目次

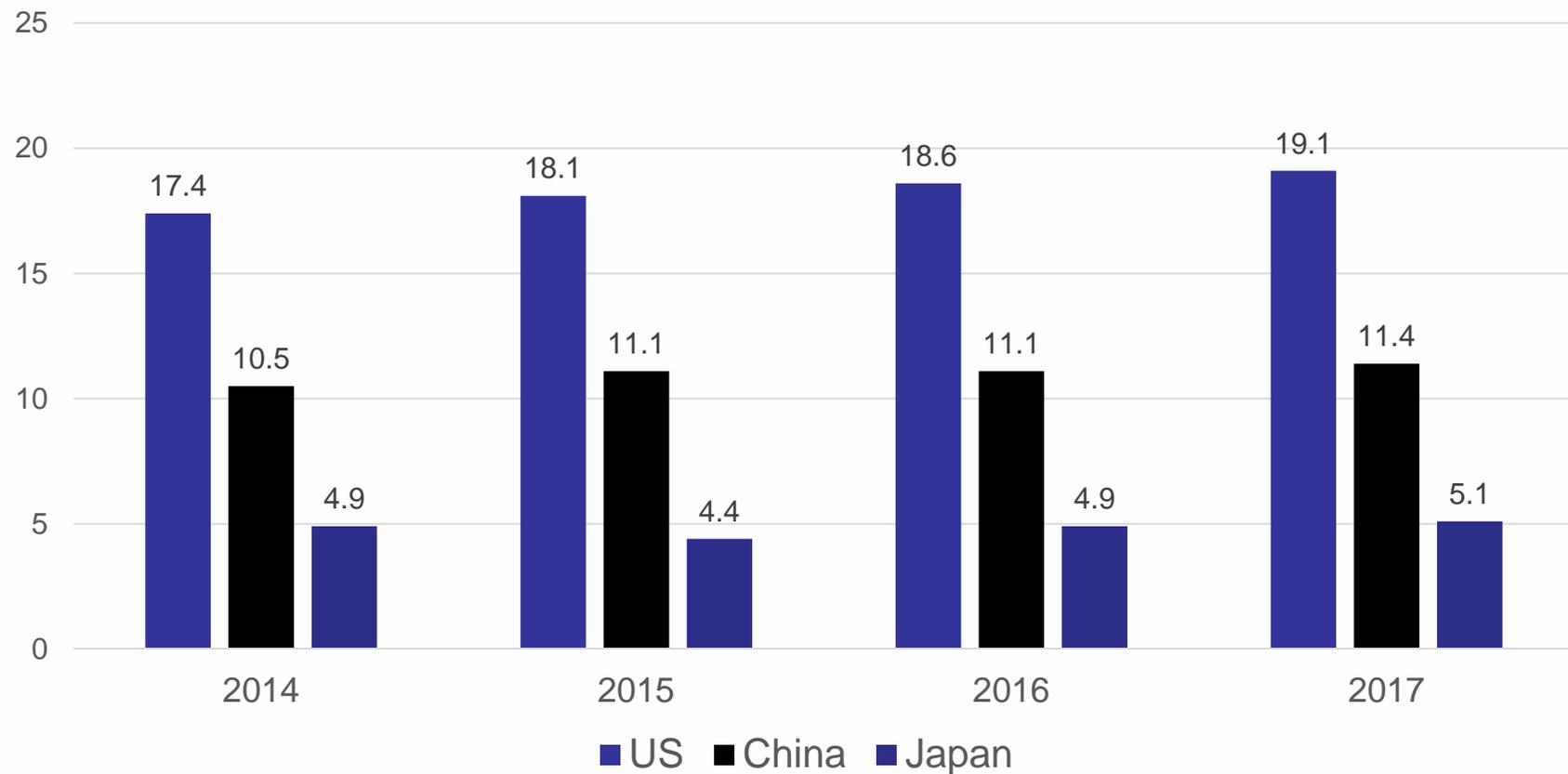
- ・ 中国におけるデジタル経済
- ・ 排他的取引に対する規制
- ・ 若干の考察

# 目次

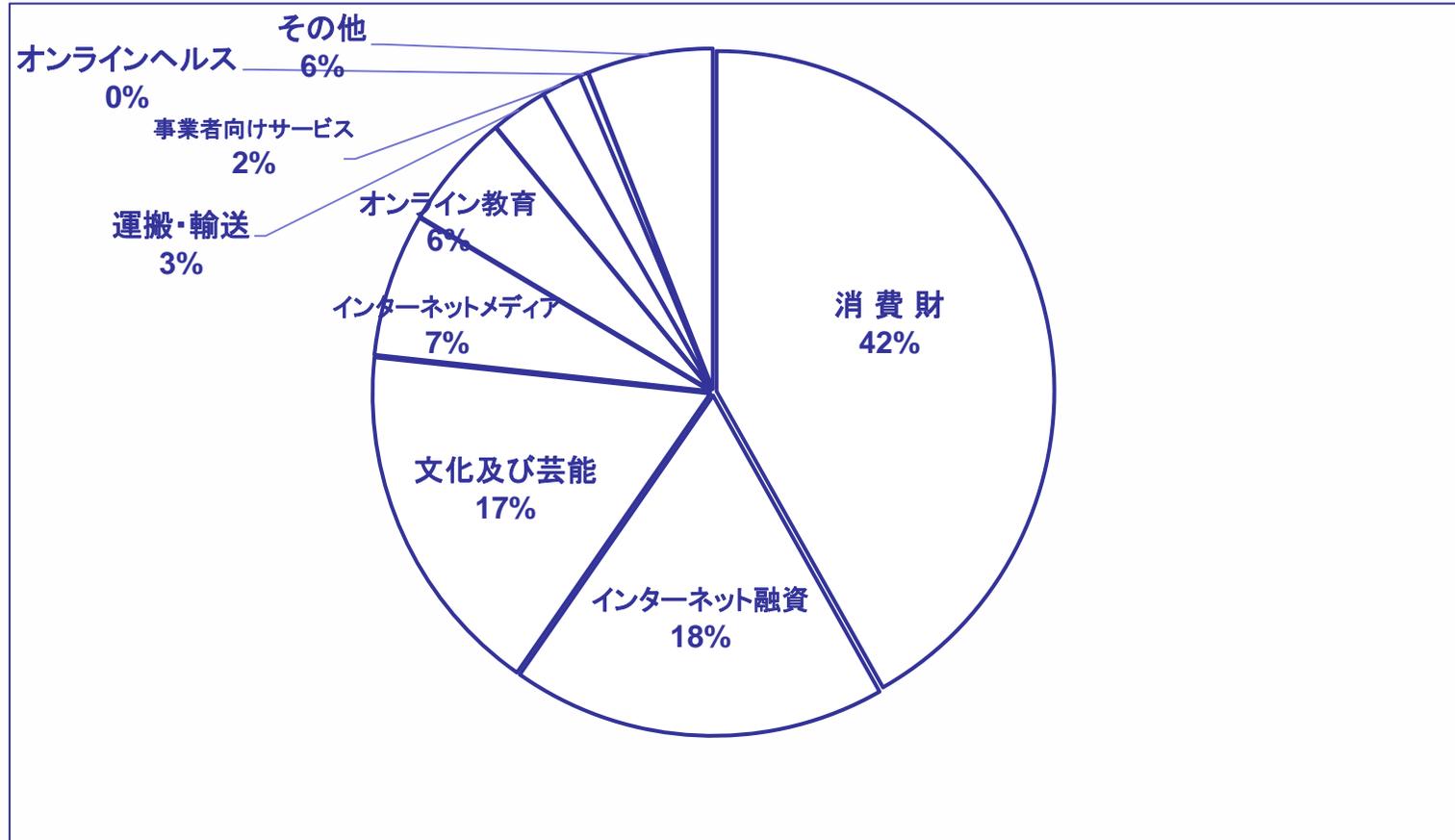
- ・ 中国におけるデジタル経済
- ・ 排他的取引に対する規制
- ・ 若干の考察

# 米国、中国そして日本におけるデジタル経済

単位:兆 米ドル

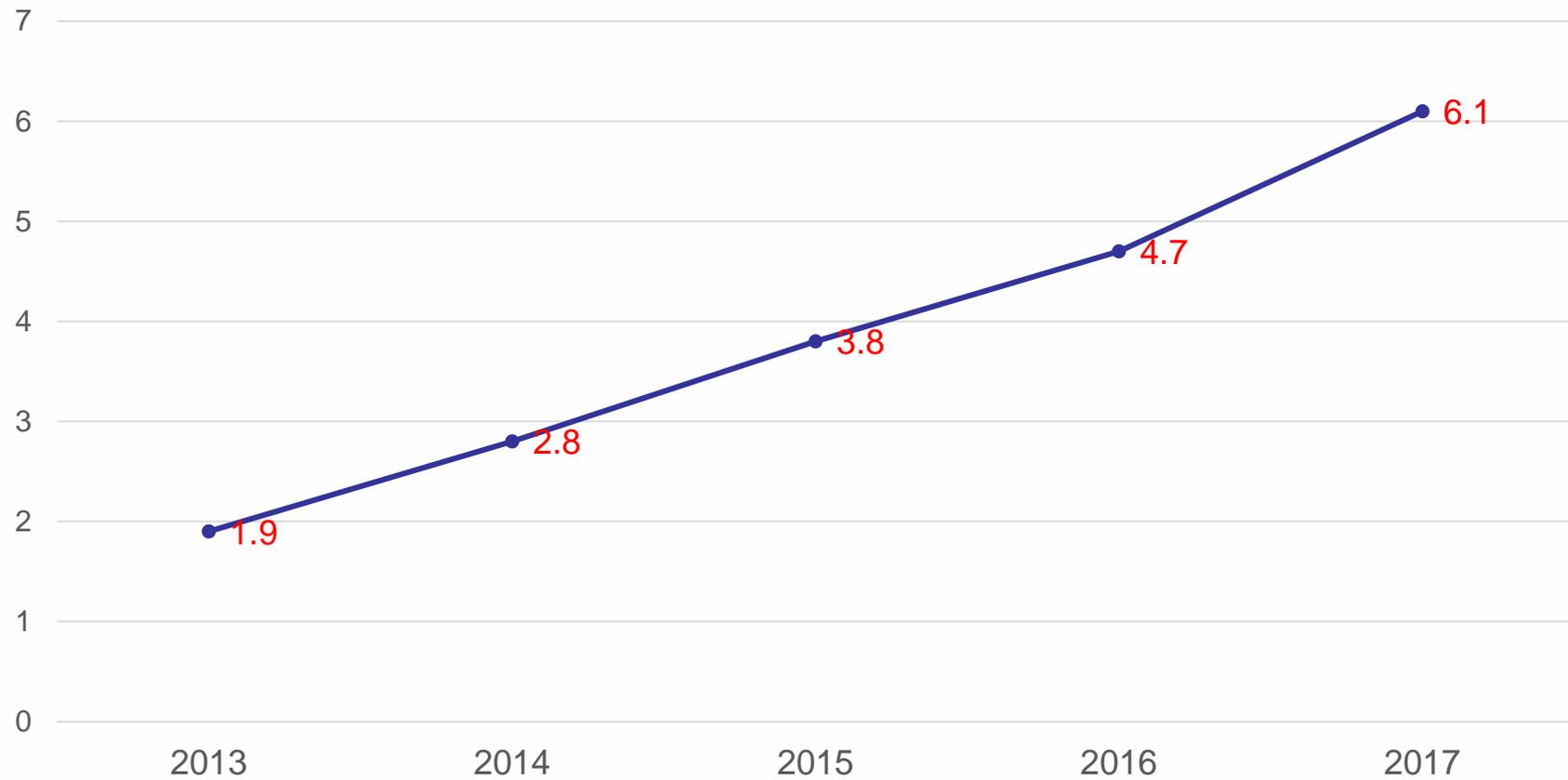


# 中国におけるデジタル経済の多様性



# ネット通販

単位:兆 人民元



# 目次

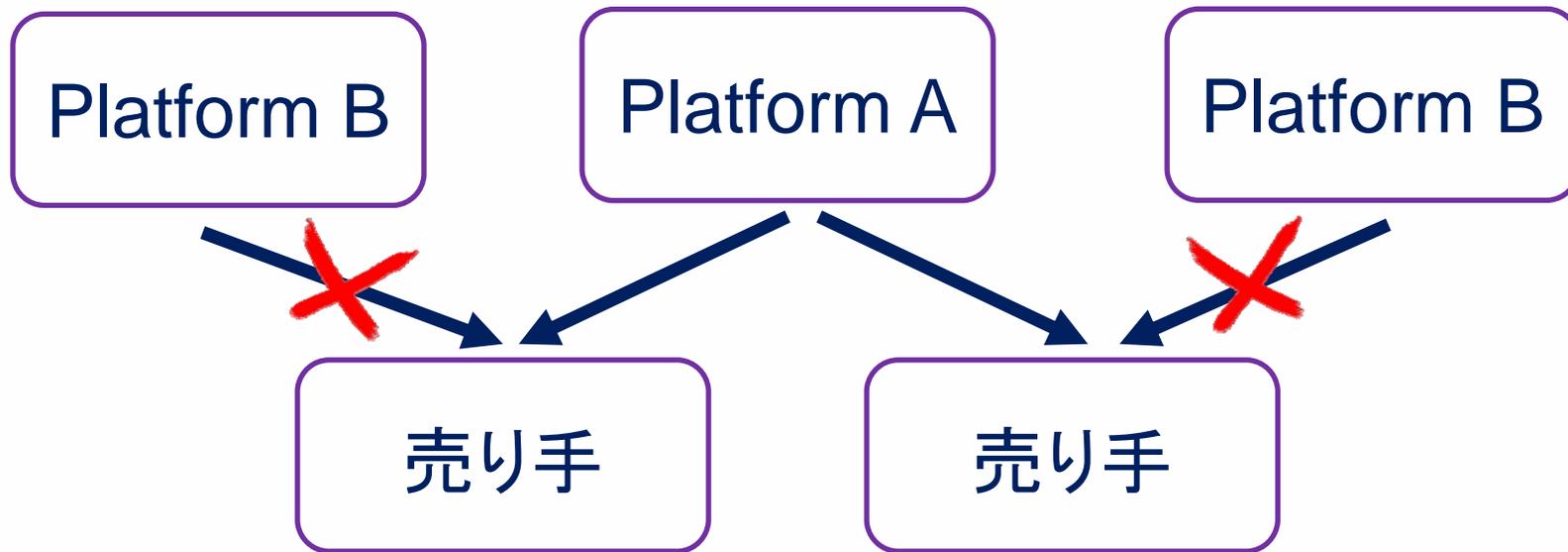
- ・ 中国におけるデジタル経済
- ・ 排他的取引に対する規制
- ・ 若干の考察

“私と取引するか、他と取引するか。  
どちらとも取引することは、できない。”

- ・ここ数年、いわゆる「単一プラットフォーム条項」を、プラットフォームが大々的に課すようになった

– 「単一プラットフォーム条項」とは、とりわけ、販促活動を始めたいという局面で、事業者に対してプラットフォームを1つに限定するよう求める条項のこと。

# マルチホーミングの経済的な論拠



# オンライン市場は複占的である



# 挫折した試み 1

- ・ 中国独占禁止法上の市場支配的地位の濫用が争われた事例 (*Qihu vs Tencent 2013*)
  - 問題とされている商品役務が、十分に代替可能なものかどうか;
  - 市場支配的地位を有する事業者(以下、「支配的事業者」)が、競争者を排除する意図をもつかどうか;
  - 問題とされる行為が、競争を実質的に制限するかどうか.

## 挫折した試み 2

- 2016年、相対的な市場支配力(relative market power)又は経済的な依存(economic dependence)の濫用に対処する法改正案が出された
  - これは、中国反不正当竞争法の法改正過程で提示されたものである。
  - しかし、当該法改正案は、評価が分かれたため、最終的に採択されなかった。

# 不確かな試み 3

- 2017年に改正された中国反不正当竞争法第12条は、インターネットを用いて生産・経営活動を行う事業者が、次のような行為をなすことを禁止する
  - 悪意をもって、他の事業者の商品若しくは役務と自らのそれらとの互換性をなくすようにすること;  
又は
  - 他の事業者の商品若しくは役務の正常な運用を阻害し、又は、妨げること
- これまでのところ、この条文に違反するとされた事例は、ない。

## 試み 4 : 最終的な解決策？

- 2018年に制定された中国電子商取引法第35条は、電子商取引プラットフォームを運営する事業者が、次のような行為をなすことを禁止する
  - プラットフォーム内の事業者に対して、サービス契約条項、取引規則、若しくは技術を用いて、当該プラットフォームを運営する事業者との取引条件、料金、その他競争関係にある他のプラットフォームとの取引について、**不合理な**制限又は条件を課すこと

# 国家市場監督管理総局の見解

- 2018年6月4日、国家市場監督管理総局(SAMR)は、インターネット市場の監督にかかる告示を公表した
  - 販促活動に際して単一プラットフォーム条項を課す行為について、特別な関心を払うと予告したもの。
- 行政指導(Administrative recommendation)
  - 昨夏、無錫市工商行政管理局担当者が、いくつかの販売プラットフォームと規制について話し合った;
  - 中国電子商取引法の公布後で、「独身の日(11月11日)」よりも前の(2018年)10月30日、SAMRは、プラットフォームを運営する事業者らを前に、排他的取引の問題点を強調した。

# 目次

- ・ 中国におけるデジタル経済
- ・ 排他的取引に対する規制
- ・ 若干の考察

# 排他的取引の効果

- ・ 競争を促進する効果:
  - 自らの商品役務を独自かつ魅力的なものにする
  - フリーライド問題を抑止する
- ・ 競争を制限する効果:
  - 戦略的な参入障壁を設ける
  - (市場)閉鎖効果をもたらす

# 1つの考え方

- 中国の競争当局は、*Qihu vs. Tencent* 事件（スライド11）で示された考え方に依拠することが適切であろう：
  - 問題とされている支配的事業者の商品役務が、十分に代替可能なものかどうか；
  - 排他的取引が単なる一次的なものか長期に渡るものかどうか；
  - 当該支配的事業者が競争的な水準を上回る利潤を獲得しているかどうか；そして
  - 効率性に基づく正当化理由があるかどうか。

Center for Competition Law and Policy

KoGuan School of Law, Shanghai Jiao Tong University

[Email] [liyang.hou@sjtu.edu.cn](mailto:liyang.hou@sjtu.edu.cn)

[SSRN] <http://ssrn.com/author=455611>

谢谢

THANKS!

上海交通大学 凯原法学院

SHANGHAI JIAO TONG UNIVERSITY KOGUAN LAW SCHOOL

地址：中国上海市闵行区东川路800号(200240)

800 Dongchuan Rd., Shanghai 200240, China

Phone: +8621 3420 5612 Fax: 8621 3420 7186 <http://law.sjtu.edu.cn>